

豊中市立児童発達支援センター外来診療実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立児童発達支援センター条例（昭和40年豊中市条例第12号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害又は発達に課題のある児童の医療の充実を図るため、豊中市立児童発達支援センターにおける外来診療事業（以下「外来診療」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(外来診療の内容)

第2条 外来診療の内容は、医師（条例第3条第2号の診療所の医師をいう。以下同じ。）の診療及び発達検査並びに理学療法、作業療法並びに言語療法とする。

(対象)

第3条 前条による外来診療の対象は、医師が必要と判断した児童で、理学療法、作業療法又は言語療法の実施においては脳性小児麻痺等による運動の発達障害及びこれが原因による機能障害をもつ肢体不自由児（者）とする。

(診療の時間等)

第4条 外来診療の実施時間は、豊中市立児童発達支援センター条例施行規則（昭和40年豊中市規則第18号）第5条に基づく時間内とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか外来診療の実施に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。